

募 集 要 項 の 概 要

施設名		「堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園」			
項目					
Ⅰ はじめに・Ⅱ 施設設置目的・Ⅲ 事業内容に関する事項					
① 対象施設の名称・場所 P. 1-		堺市民芸術文化ホール：堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号及び同 2 号 堺市翁橋公園：堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号			
② 指定管理者が行う業務 P. 2		・文化芸術振興事業（公演事業、人材養成事業、普及啓発事業、フェニーチェ堺周年事業） ・施設の運営に関する業務（ホール貸出業務、ホール設備等運営業務、レセプション業務、利用料金の収受業務、ホール利用案内及び広報等に関する業務、サービス向上及び苦情対応、レストランの運営に関する業務 等） ・施設の維持管理に関する業務（適正な維持管理、備品等の貸与及び購入、保守点検業務、ホール全体の活用への取組、脱炭素実現に向けた取組、翁橋公園維持管理・活用事業、駐車場・駐輪場の管理 等） ・堺東周辺地域の活性化に資する事業 ・その他（緊急時の対応、関係機関等との協議、目的外使用許可、規則・マニュアル等の作成 等）			
③ 管理の基本的事項 P. 2-		・堺市民芸術文化ホール条例及び堺市公園条例に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 ・政治的行為又は宗教的行為等の禁止 ・利用者の人権を尊重したサービス提供 ・法令遵守 ・効果的・効率的な管理運営による経費縮減 ・利用者意見等を反映したサービス向上 ・施設設備の適正な維持管理 ・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 ・堺東周辺地域の活性化に向けた多様な主体と連携した事業の実施			
④ 指定期間（予定）P. 3		令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで（10 年間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P. 3		施設の利用促進やサービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
⑥ 管理経費等 P. 3-		・会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日） ・管理運営業務に要する経費 ・指定管理料の支払時期 ・指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費・事業費） ・指定管理者の収入（指定管理料・ホールの利用料金・文化芸術振興事業の入場料等・レストランのサービス提供によって得られる収入、駐車料金による収入・公園の使用許可に伴う利用料金等が指定管理者の収入） ・納付金（毎年度の収支決算に利益が生じた場合、その 2 分の 1） ・自主事業の実施に係る経費 ・経理事務			
⑦ 利用料金等 P. 5-		・利用料金制の採用 ・減免基準及び減免による減収分の補填なし ・自主事業の入場料等			
⑧ 管理の基準 P. 7-		・関係法令等の遵守 ・開館時間及び休館日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・使用許可 ・守秘義務 ・個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・本市の施策との整合 ：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域の活性化、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力			
⑨ 事業計画書 P. 10-		・管理の基本方針 ・文化芸術振興事業の実施方針 ・レストランの運営方針 ・翁橋公園維持管理・活用事業の実施方針 ・堺東周辺地域の活性化に資する事業の実施方針 ・従業員の配置、研修計画 ・個人情報の保護方針 ・情報公開方針、広報計画 ・利用促進計画 ・モニタリング計画 ・自主事業計画 ・管理施設等の維持管理方針 ・第三者への業務委託計画 ・苦情要望への対応 ・緊急時対策 ・収支計画 ・目標設定と目標達成の方策 等			
⑩ リスク分担 P. 11		「堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者募集要項（資料編）」別紙 5「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑪ 保険加入 P. 11-		市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑫ 第三者委託 P. 12		管理業務の第三者委託の不可。ただし、別紙 6 記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑬ 本市の指示等 P. 12		（1）管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 （2）（1）の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。			
⑭ 定期会議の開催 P. 12-		情報交換、業務の調整等を図る定例会議を 2 か月ごとに開催。			
⑮ 管理業務の報告 P. 13-		・会計年度終了後の事業報告書の提出、公開 ・月例報告書の提出 ・緊急事態等の報告			
⑯ モニタリング及び評価 P. 14-		・利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 ・第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知）			
⑰ 管理業務の継続が困難になった場合の措置 P. 15		・指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 ・不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。			
⑱ 引継ぎ等 P. 15-		・指定後の市との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復			
⑲ 管理業務に関する評価 P. 15		モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
Ⅳ 募集に関する事項					
① 公募及び選定のスケジュール P. 16	募集要項の公表（市 HP）	令和 5 年 4 月 17 日（月）～6 月 19 日（月）	応募書類の受付	令和 5 年 6 月 12 日（月）～19 日（月）	
	施設の現地説明会	令和 5 年 5 月 1 日（月）	書類審査・面接審査	令和 5 年 7 月上旬（予定）	
	質問書の受付	令和 5 年 5 月 8 日（月）～5 月 15 日（月）	選定結果の通知	平成 5 年 7 月中旬（予定）	
	質問書の回答（市 HP）	令和 5 年 5 月 22 日（月）予定	市議会による指定管理者の議決	令和 5 年 9 月（予定）	
② 応募資格等 P. 16-		・法人その他の団体又は複数の法人等が構成するグループ ・欠格事項に該当しているものでないこと			
Ⅴ 提出書類に関する事項 P. 20-		「堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者募集要項（様式編）」参照			
Ⅵ 選定及び指定に関する事項					
① 選定審査方法 P. 23-		資料 2（選定審査方法）、資料 3（選定基準） 参照			
② 選定結果通知等 P. 24		選定結果については、令和 5 年 7 月中旬を目途に文書で通知し、市 HP で公表。			
③ 指定管理者の指定等 P. 24		候補者の決定後、市議会（9 月予定）で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P. 24		指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
Ⅶ その他 ①注意事項 ②添付資料 P. 24-					